



第50回通常総会・創立50周年記念式典(東京大会)

〔主要目次〕

片岡会長 新年のご挨拶……………	2
国税庁長官 年頭に当たって……………	3
第50回通常総会・創立50周年記念式典 第45回青年部総会、第42回女性部総会 組織増強功労者……………	4
「税の標語」募集功労者、役員名簿 ……	5
軽減税率に代えて、マイナンバーカードを利用した 給付付き税額控除制度への改組を要望！！ 税務署の閉庁日における確定申告の相談等 の実施……………	6

令和5年度「税の標語」優秀作品 消費税中央セミナー開催……………	7
令和5年叙勲・褒章受章者及び 令和5年度納税功労表彰受彰者名簿……………	8
全間連創立50周年記念功労者名簿……………	9
青年部長・女性部長の就任挨拶……………	10
令和5年分所得税及び消費税の 確定申告について……………	11～13
税を考える週間……………	14～16
全間連の主な動き……………	16

新年のご挨拶



全国間税会総連合会会長 片岡直公



令和6年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、旧年中、全国間税会総連合会(全間連)の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り有難うございました。

また、国税ご当局の皆様には、全間連に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り誠に有難うございました。厚く御礼を申し上げます。

令和2年当初から流行し始めた「新型コロナ」も、漸く下火傾向に入り、昨年5月からはインフルエンザと同じ「5類」に移行されるなど、感染対策が大幅に緩和されました。訪日外国客数も順調に回復し、昨年10月には、新型コロナ感染拡大後初めて2019年同月を超えたということでインバウンドの復活、拡大も期待されています。

このような状況変化を踏まえ、間税会活動においても各地で3年振りのイベント等が再開され始めるなど、活発な機運も見られるようになったところであり、引き続き、積極的な取組みを期待しております。

さて、我が国経済は、コロナ禍の三年間を乗り越えて緩やかに回復傾向にありますが、輸入物価の上昇に端を発する物価高が継続し、国民生活を圧迫しており、回復に伴う生活実感の改善も妨げられています。

また、外交・安全保障面についてもロシアのウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化をはじめ、世界各地で深刻な事態が多発している状況ですが、我が国周辺においても、一方的な現状変更の試みが強化され、北朝鮮の核・ミサイル開発も続けられるなど、安全保障環境上、非常に危惧される事態にあります。

こうした状況を含め、我が国が直面する内外の重要課題が山積する中、「岸田政権」では、昨年11月に一般会計総額で13.2兆円に上る「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を取りまとめられたほか、これから通常国会で審議されます令和6年度当初予算案においても税制面を含め、多くの施策が盛り込まれています。

我が国の財政事情は、依然として厳しい状況が続いていることから、限られた財政資源は最適な形で配分すべきであり、これらの施策が効率的かつ効果的なものとして高い成果を上げ、経済再生と財政健全化の両立、国民にとって安全で安心して暮らせる社会の堅持へとつながっていきますよう強く期待しております。

全間連では、平成26年4月以降の消費税率の引上げに伴い、消費税の会である間税会の果たすべき役割が、益々、高まってくるとの認識の下、平成26年4月以降の6年間に於いて、3点の最重点施策を定め、その一つで

ある「会員増強による組織拡大等」においては、それ相応の成果を上げて頂きましたこと、会員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

しかしながら、新型コロナの影響により、会員数については令和2年度及び3年度と2年連続して大幅な減少となり、極めて深刻な状況になりました。

このような状況の中、全間連では、昨年が創立50周年を迎える大きな節目の年に当たることを踏まえ、令和5年4月1日現在の会員数を増やすための取組みを強化して頂いた結果、減員数を大幅に改善することができました。

間税会の仲間を増やす会員増強の取組みは、間税会の基盤を維持強化する上で必要不可欠な活動でありますので、不断の努力を展開して頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

さて、私ども間税会に関わりの深い消費税につきましては、令和元年10月から導入された軽減税率に加え、昨年10月からは、いわゆる「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が導入されるなど、消費税制度も新たな時代を迎えております。

インボイス制度については、導入後においても登録要否に悩まれている事業者がおられると考えられるほか、免税事業者による登録申請が全国で111万者もあり、その多くの方が本年の確定申告期に集中し、初めての申告・納付を行うものと考えられること等、引き続き、制度の周知等が重要です。

間税会としましては、そうした点も念頭におきながら消費税を始めとする「税に関する周知・啓発活動」に加えて、関係者から高い評価を頂いております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等の配布活動や「税の標語」の募集活動などを積極的に展開することにより、組織の活性化と拡大に努めて参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

また、e-Taxの利用促進やキャッシュレス納付の推進、更にはマイナンバー制度の適正利用・マイナンバーカードの取得と利活用の呼掛けにもご尽力をお願い致します。

終わりに、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体の益々のご発展を祈念しております。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈り致しますとともに、全間連及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。



年頭に当たって

国税庁長官 住 澤 整



令和6年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

間税会の皆様におかれましては、平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化等により、大きく変化しています。こうした中においても、国税庁としては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を着実に果たしていく必要があります。

昨年10月に消費税のインボイス制度が開始されました。

昨年11月末時点でインボイス発行事業者として約416万件の方が登録されています。また、制度の開始後も、登録の要否等について検討している免税事業者の方がいらっしゃると思われられます。

このため、引き続き「登録要否相談会」を開催するなど個々の事業者に寄り添った対応を行うほか、インボイスコールセンターの相談体制の強化を行い、事業者の方々からのご相談を適切にお受けしてまいります。

また、今後、確定申告の時期を迎えますが、インボイス制度の開始を機に免税事業者から課税事業者へと転換し、初めて消費税の申告を行うこととなる方々をはじめ、納税者の方々が円滑に必要な申告を行うことができるよう、丁寧に対応してまいります。

今後とも、インボイス制度の円滑な定着に向けて、関係省庁等と緊密に連携し、関係民間団体等のご協力も得ながら、着実に取り組んでまいります。

間もなく、令和5年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

e-Tax等については、納税者利便の向上の観点から、毎年、機能改善を行っています。

今回は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxを利用する場合、事業者からe-Tax等で提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報をマイナポータル連携を利用して取得し、確定申告書に自動入力する仕組みを導入します。

納付については、振替納税、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）やインターネットバンキングによる納付など様々なキャッシュレス納付手段を取り揃えており、税務署や金融機関に出向くことなく納付することができますので、是非ご利用下さい。

企業活動や国民生活においてデジタル技術の活用が急速に拡大する中、国税庁としても、デジタル化を通じた手続や業務の在り方の抜本的な見直し、すなわち「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」を推進する必要があります。

昨年6月には、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」を策定しました。ここでは、税務行政のDXについて、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化、③事業者のデジタル化促進という3つの柱を掲げており、これに

沿って積極的に取り組むこととしています。

「納税者の利便性の向上」については、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Tax等の利便性向上や相談対応・情報発信の改善など、納税者目線に立って、様々な納税者サービスを包括的に再整理してまいります。

「将来像2023」で新たに取組の柱として位置付けた「事業者のデジタル化促進」については、税務を起点として、事業者が行う会計・経理等の様々な業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上、書類の保存コストの低減、バックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上といったメリットに加え、経営の高度化に資することが期待されます。

このため、国税庁としては、関係省庁等と連携し、事業者のデジタル化に向けた環境整備に努め、社会全体のデジタル化にも貢献していきたいと考えています。

税務行政のDXは、国税庁の組織内において書面中心からデータ中心の事務運営へ転換を図るものでもあります。今後とも、AI・データ分析の活用による「課税・徴収事務の効率化・高度化」を推進するとともに、データ活用を前提とした業務改革（BPR）にも取り組んでまいります。

今後の税務行政を展望すると、グローバル化・デジタル化の進展等に伴う事務の複雑・困難化に的確に対応していくためには、調査・徴収を通じた「不適正な申告等の是正」を更に推進するとともに、納税者サービスや申告等の効率的・効果的な処理、簡易な誤りの自発的な見直しを促す行政指導を通じて、「適正な申告等の確保」を推進し、税務上の課題の顕在化を未然に防ぐことが一層重要になります。

こうした考え方の下、納税者サービスの再整理を推進するほか、データ活用的高度化によりコンプライアンスリスク等に応じた事務運営の最適化を図りつつ、消費税の不正還付、富裕層や国際的な租税回避への対応といった課題に対して重点的に取り組み、適正・公平な課税の実現に努めてまいります。

また、データやAIを積極的に活用しつつ、滞納の未然防止や大口・悪質な事案を含む滞納の整理促進に着実に取り組んでまいります。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を踏まえ、「不適正な申告等の是正」とともに「適正な申告等の確保」を目指すという今後の税務行政の方向性に沿って、DXを推進しつつ、国税庁の事務運営・組織体制の見直しに取り組んでまいります。

以上、年頭に当たり、国税庁の取組について申し述べました。こうした取組は、いずれも納税者や関係民間団体等の方々の御理解と御協力があって初めて円滑に実施することができるものです。国税庁としましては、皆様から信頼される組織運営を目指して一層努力してまいりますので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様と御家族の御多幸を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

第50回 通常総会・創立50周年記念式典等

全間連第50回通常総会・創立50周年記念式典は、昨年9月20日(水)に東京局間連(片岡直公会長(全間連会長))担当により、東京都 東京プリンスホテルにおいて会員等約820名出席の下、盛大に開催されました。

総会は、平 和明常務理事(東京)の司会の下に、中野文治福岡局間連会長の開会宣言、關口雅章東京局間連会長代行の開会の辞で始まり、全間連片岡会長の挨拶の後、議長団に来海(仙台)、村上(四国)、池部(南九州)の各副会長を選出し、議事録署名人に小能常任理事(東京)、森常任理事(関信)を選出して議事に入りました。

第1号議案

令和4年度事業報告の承認を求める件

第2号議案

令和4年度決算報告の承認を求める件

第3号議案

令和5年度事業計画(案)の承認を求める件

第4号議案

令和5年度収支予算(案)の承認を求める件

第5号議案

役員改選の件

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

最後に、田原芳幸国税庁課税部長から来賓挨拶をいただき、戸澤副会長(北海道)の閉会の辞で総会は終了しました。

創立50周年記念式典では、創立50周年に向けた会員増強功労者表彰及び創立50周年記念功労者表彰が実施され片岡会長から表彰状が贈呈されました。

来賓祝辞として、住澤 整国税庁長官からご祝辞を賜りました。

その後の記念講演会では、ジャーナリスト・公益財団法人国家基本問題研究所の理事長 櫻井よしこ様から貴重なお話を拝聴し、祝賀会では、NTT東日本東京吹奏楽団による美しい演奏や立教大学体育会応援団による力強く華麗なパフォーマンスが模様されるなか、最後に東京局間連から来年の開催地である北海道間連に会旗が引き継がれ、盛会裏に終了しました。



国税庁長官



会旗引継ぎ



立教大学応援団写真

◆組織増強功労者表彰◆

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に50名以上の会員増(純増)を実現した間税会と、②過去1年間に30%以上の会員増(30名以上の純増に限る)を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。

(東京国税局間税会連合会)		(東海間税会連合会)	
芝	間税会 殿	松	阪 間税会 殿
麻	布 間税会 殿		
上	野 間税会 殿	(北陸間税会連合会)	
北	沢 間税会 殿	高	岡 間税会 殿
練	馬東 間税会 殿		
日	野 間税会 殿	(広島国税局間税会連合会)	
東	村山 間税会 殿	広	島東 間税会 殿
武	蔵野 間税会 殿	広	島西 間税会 殿
東	金 間税会 殿	三	原 間税会 殿
		福	山 間税会 殿
(関東信越間税会連合会)		(四国間税会連合会)	
大	宮 間税会 殿	高	松 間税会 殿
所	沢 間税会 殿	松	山 間税会 殿
		徳	島 間税会 殿

第45回 青年部通常総会 及び 第42回 女性部通常総会

第45回青年部通常総会及び第42回女性部通常総会は、昨年9月20日(水)、東京都 東京プリンスホテルにおいて、それぞれ開催され、提出議案は全て承認されました。

「税の標語」 募集推進功労者表彰

平成23年度の募集から創設した制度であり、その表彰基準は、①応募点数の多い間税会上位5会と、②応募点数を大幅に伸ばした間税会上位5会とされています。

なお、①の表彰と②の表彰は重複しないこととし、また、①の表彰は1回限りです。

〈応募点数の多い間税会〉

(東 京)

世田谷 間税会 殿
玉 川 間税会 殿

(仙 台)

須賀川 間税会

(東 海)

清 水 間税会 殿

(広 島)

広島東 間税会 殿

〈増加点数の多い間税会〉

(東 京)

町 田 間税会 殿

(関東信越)

大 宮 間税会 殿

(東 海)

静 岡 間税会 殿
沼 津 間税会 殿
浜松西 間税会 殿

役 員 名 簿

役 職	所 属	氏 名	役 職	所 属	氏 名	役 職	所 属	氏 名
名誉会長		大谷 信義	常務理事	広 報 委 員 長	平 和明	常任理事	北 陸	上田 祐広
会 長		片岡 直公	"	広 報 副 委 員 長	山田 信善	"	広 島	久保 弘睦
副 会 長	東 京	(片岡 直公)	"	税 制 委 員 長	加藤 憲一	"	"	高木 晶悟
"	関 東 信 越	小暮 進勇	"	税 制 副 委 員 長	大沢 守	"	"	村谷 太洋
"	大 阪	梅田 博和	常任理事	東 京	小能 大介	"	四 国	林 周二
"	北 海 道	戸澤 亨	"	"	大塚 繁夫	"	"	清水 一郎
"	仙 台	来海 伸博	"	"	五十嵐良夫	"	"	佃 充生
"	東 海	清水 順二	"	"	栗原 正雄	"	"	熊沢慎一郎
"	北 陸	高桑 幸一	"	"	中澤 洋	"	福 岡	大久保昌逸
"	広 島	部谷 俊雄	"	"	大西 晴之	"	"	新井 洋子
"	四 国	村上 義憲	"	"	内山 弘通	"	"	安恒 寿人
"	福 岡	河野 武司	"	"	上原 勇七	"	"	福岡 桂
"	南 九 州	池部 正紀	"	(映画・演劇)	菅野 信三	"	南 九 州	木下 顕
"	沖 縄	名幸 諄子	"	(石油ガス)	山田 能成	"	"	窪田 伸一
"	業 種	宇佐美雅彦	"	関 東 信 越	安達 實	"	"	山口 清一
"	会 長 特 命 担当 (税 制 担 当)	關口 雅章	"	"	中島 理	"	沖 縄	屋良 学
"	会 長 特 命 担当 (総務・広報担当)	河村 守康	"	"	大山 賢司	"	"	翁長 淳
"	会 長 特 命 担当 (財 務 担 当)	倉石 和明	"	"	高野 幹也	"	"	羽地 昇子
"	会 長 特 命 担当 (会務運営担当)	黄瀬 稔	"	"	名古屋 誠	"	会 長 指 名	長谷川由雄
"	会 長 特 命 担当 (会長連絡担当)	片岡 由文	"	"	小坂 雅彦	"	"	尾崎 啓成
専務理事	—	藤井 誠	"	"	森 裕	"	"	清水 洋子
常務理事	総 務 委 員 長	竹林 克夫	"	"	染谷 幸一	"	青 年 部	秋庭 征富
"	総 務 副 委 員 長	田辺 實	"	"	熊田 弘信	"	女 性 部	鶴渕 泰子
"	財 務 委 員 長	兼務・沼生智	"	大 阪 阪 道	末澤 市子	"	事 務 局 長	金澤 典幸
"	財 務 副 委 員 長	久保田 定	"	北 海 道	福島 勝男	"	業 種(貴 宝 卸)	長堀 慶太
"	会務運営委員長	沼生 智	"	"	南波日出喜	"	業 種(全 免 協)	阿部 英行
"	会務運営副委員長	昼間 孝一	"	仙 台	金山 知裕	"	業 種(保 険)	米谷 幸一
			"	"	村越 正道	監 事	東 京	亀山 実
			"	東 海	荒木 義夫	"	関 東 信 越	松本 泰世
			"	"	土屋 紀雄	相 談 役	—	鈴木 豊久
			"	"	澤田 栄一	"	—	白川よし子
			"	北 陸	朝日 重剛	"	—	吉田 一宗

明けましておめでとうございます
本年もよろしくお願いいたします

令和6年 元旦

関東信越間税会連合会 会 長 小 暮 進 勇

埼玉県間税会連合会 会長 小 暮 進 勇 茨城県間税会連合会 会長 安 達 實
栃木県間税会連合会 会長 中 島 理 群馬県間税会連合会 会長 大 山 賢 司
長野県間税会連合会 会長 倉 石 和 明 新潟県間税会連合会 会長 高 野 幹 也

軽減税率制度に代えて、マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除制度への改組を要望！！

全国間税会総連合会(全間連)では、令和5年11月1日(水)に開催された自由民主党の「予算・税制等に関する政策懇談会」及び11月15日(水)に開催された立憲民主党の「財務金融部門会議」において、「令和6年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を提出するとともに、標題の件を中心に意見陳述を行いました。

具体的には、消費税の軽減税率制度は、高額所得者ほど軽減額が大きく、適正な所得再分配の施策として非効率であるのみならず、制度を複雑化していること、低所得者等に対し直接に便益を及ぼす給付付き税額控除制度の方が、少ない財源で効率的かつ効果的な施策となり、制度も簡素化すること、等を訴えました。

*意見陳述の際の出席者:全間連の加藤税制委員長・藤井誠専務理事など



税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署では閉庁日(土・日・祝日等)は、相談及び申告書等の受付などの業務を行っておりませんが、令和5年分の確定申告期間中は、平日(月～金)以外でも、一部の税務署においては、2月25日(日)に限り、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談が行われます。

税務署によっては、合同会場(対象署の納税者の申告相談及び確定申告書の収受が行われます。)、広域センター(対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮収受が行われます。)を設置して行う税務署がありますので、詳しくは国税庁ホームページを閲覧していただくか、所轄の税務署に確認してください。

岐阜県間税会連合会

会長 澤田 栄一

岐阜北間税会	会長	澤田 栄一
岐阜南間税会	会長	竹腰 大介
大垣間税会	会長	三輪 高史
多治見間税会	会長	大嶽 利彰
関間税会	会長	新海 正美
中津川間税会	会長	小栗 仁志
飛騨間税会	会長	志田 浩一



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンパイプ製造販売、G.H.P・冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメロの水」宅配事業、アグリ・バイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一

本社：〒500-8152
岐阜市入舟町4-8-1
TEL：058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

あけましておめでとうございます
旧年中は大変ありがとうございました
本年もよろしくお願ひいたします

令和6年 元旦

福岡国税局間税会連合会 会長 河野 武司

副会長	大久保昌逸(小倉)	副会長	新井 洋子(福岡)
副会長	安恒 寿人(博多)	副会長	鈴木 茂之(長崎)
副会長	橋本千代次(西福岡)	副会長	福岡 桂(佐賀)
副会長	田代 雅人(筑紫)	副会長	稗島 行雄(久留米)
副会長	西村 宰(武雄)	専務理事	上田 正浩(博多)



福岡間連 第50回通常総会 令和5年6月8日(木) 河野会長から中野前会長へ感謝を込めて

令和5年度 「税の標語」 優秀作品決まる

「税の標語」の募集は、平成5年から実施していますが、平成15年から一般財団法人大蔵財務協会より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、昨年9月10日を募集期限として第31回目の募集を行いました。

募集対象は、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、490,212点の応募で、前年度（501,589点）より11,377点減少しましたが、50万点弱の応募を維持できました。

最優秀作品は加藤木 克也様（茨城県常陸太田市）の作品で、本来であれば、東京プリンスホテルにおいて、東京局間連の最優秀作者との合同表彰式で片岡直公（ナオキミ）会長から表彰状と記念品が贈られる予定でしたが、都合が合わず欠席となりましたので、代理出席者に贈られました。

なお、「税の標語」の優秀作品は、全間連のホームページにも掲載しております。



最優秀賞

意外と簡単e-Tax 電子帳簿もDX

茨城県常陸太田市 加藤木 克也

優秀賞

「始まった！」 しっかり確認 インボイス

北海道旭川市 上 西 恒 次

納めよう 未来につなぐ 消費税

東京都江東区 小 原 均

税負担 公平促す インボイス

群馬県高崎市 中 澤 純 子

インボイス 売り手も買い手も 要チェック

佐賀県佐賀市 福 田 亜 理

佳 作

消費税 社会保障の大きな支え

東京都江戸川区 荒 井 香 名

ありがとう あなたの納税 つながる未来

魚津市立経田小学校 岩 崎 有 冴

あら便利 自宅で簡単 e-Tax

府中市立府中第十中学校 加 藤 陽 悠

消費税 税収トップで 役割強まる間税会

福岡県北九州市 門 田 進 一

スマホから らくらく申告 e-Tax

広島県呉市 栗 林 徹 修

インボイス 正しく対応 正しく納める 消費税

神奈川県川崎市 下 村 修 真

「ありがとう」 あなたの税が 未来の笑顔

横浜国立大学付属横浜中学校 旗 町 真 幸

理解して 正しく納税 インボイス

新潟県柏崎市 服 部 和 幸

納税も 簡単便利に キャッシュレス

聖マリア女学院高等学校 松 原 ちとせ

国の基礎 皆で支える 消費税

愛知県小牧市 山 下 和 晃

消費税中央セミナー開催

第32回消費税中央セミナーは、昨年11月28日（火）東京・千代田区 主婦会館において開催され、コロナ等の感染状況を勘案しつつ4年振りに従来からの1日のスケジュールに戻し、公共法人・公益法人の実務担当者100名が参加しました。講師は、国税庁課税部消費税室 消費税第二係長の松浦 学様を迎え、公共法人等に対する消費税の特例やインボイス制度等について、実務に即した研修が行われました。



令和5年叙勲受章者、褒章受章者 及び令和5年度納税功労表彰受彰者名簿

受彰者の皆様、おめでとうございます。心からお慶び申し上げます。

春 旭日小綬章

村谷太洋様
青木祐心様

春 瑞宝小綬章

藤原光広様

春 旭日双光章

佐川黎二様
梶俊夫様

秋 旭日小綬章

清水順二様

秋 瑞宝小綬章

吉田一宗様

秋 旭日双光章

清水洋子様
六川勝仁様

秋 藍綬褒章

来海伸博様

財務大臣表彰

鈴木木美津恵様
渡辺島昭夫様
中戸澤博亨様
福島勝男様
荒木義夫様
高山桑一純様
山崎清一様

国税庁長官表彰

園部容弘様
高柳信男様
菅原直章様
石川直美様
荻原尚好様
松柴合徳様
河島昭子様
中久保田定亨様
北上川村廣治様
上石藤一人様
新吉原代雅

東京国税局長表彰

吉田輝子様
堀野博之様
圓城寺光男様
中島一夫様
矢沢きよみ様
田中伸弥様
渡邊幸幸様

関東信越国税局長表彰

桶本卓也様
鈴木由紀子様
篠田壽和様
原曾根英明様
小保方幸男様
滝沢秀治様
林誉英様

札幌国税局長表彰

米重武志様
北澤治雄様

仙台国税局長表彰

佐川保博様

名古屋国税局長表彰

金森利幸様
森原昌哉様
大嶽利彰様

金沢国税局長表彰

金尾雅行様
廣瀬淳様

広島国税局長表彰

長谷川勝様
辻清憲様
安藤繁之様
山根慎一郎様
浅野幹夫様

高松国税局長表彰

渡部京子様
妹尾次郎様

福岡国税局長表彰

玉江正道様
藤田ひろみ様

熊本国税局長表彰

大伊山修一様
伊達昭博様

青年部長の就任あいさつ



全国間税会総連合会青年部長
北海道間税会連合会青年部長

秋庭 征 富

新年明けましておめでとうございます。

昨年9月に開催された第45回全国間税会総連合会青年部通常総会において青年部長に就任いたしました。飛行機の遅延により就任挨拶が行えなかったことを心からお詫び申し上げます。

昨年の東京大会は全間連創立50周年の節目となる総会で、桜井よしこさんの講演や懇親会での催しなど、楽しく学べた全国大会でした。次回創立100周年を目指して新たな50年の第一歩となる全間連第51回通常総会北海道大会の実行委員長は、大変な重責を担う大役で不安ではありますが、挑戦する機会を頂いたことに感謝しつつ、皆様が楽しんでいる顔を想像してワクワクしながら準備を進めております。

私の考える青年部のあり方は『チャレンジ』です。親会での失敗は損害に繋がる恐れがありますから、なかなかチャレンジするような機会は多くはありません。これは自分の会社でも言える事だと思います。しかし、親会では出来ない事に、チャレンジすることが出来る・失敗することが出来るのが青年部だと思います。「失敗」の反対は「成功」ではなく「何もしない」ことであり、失

敗の先に成功があります。

明治からの日本は急激に人口が増えた100年でした。先代たちの成功事例は人口増加の上での成功事例です。今は既に人口減少に突入しました。それも急激な人口減少です。過去の成功事例は参考になるかわかりませんし、時代が流れるスピードはもの凄い速さです。これからの会社経営は道しるべのない暗闇を全力疾走で駆け抜けるような状態ではないでしょうか。守っているだけでは会社の継続は出来ません。だからチャレンジしたいけれど、失敗したら命取りになりかねないと消極的になってしまう。

青年部は親会の皆様が支えてくださっています。「自分で考えて行動する」というリーダーに必要なことを学ばせて頂ける場です。意見を言えば反対する方もいると思いますし、納得しあえるレベルではないということもあると思います。だから考えて考えて更に良いアイデアを絞り出します。説明が下手で伝わらなければ説明の練習も必要でしょう。様々な視点から考えて想定して準備しても気がつかないこともあります。一方で仲間から色々なことを教えて貰えますし、気づかせてくれます。全てが経営に必要なことでその機会を頂けるのが青年部です。

様々な、しかも困難な課題に直面していると思います。私たちが丸丸となって解決に向けてチャレンジしましょう。青年部のメンバーとして一経営者として個々の力を最大限に発揮し共に成長しましょう。

改めまして、この責任ある青年部長に就任させて頂けたことを光栄に思います。皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。より良い未来のために共に頑張りましょう。

全国大会でお目にかかれることを楽しみにしていますので、是非、お越し下さい。

女性部長の就任あいさつ



全国間税会総連合会女性部長
北海道間税会連合会女性部長

鶴 渕 泰 子

新年あけましておめでとうございます。

この度、全間連の女性部長をさせて頂く事になりました北海道間税会の女性部長の鶴渕と申します。寄稿をといた事なのですが、特別に何もなくて思い出深い昔話でもと思い、「私と間税会との馴れ初め」という内容でちょっとだけ書かせて頂きます。

私が40代の初めの頃、会社へ旭川東税務署の統括がお越しになり、青年部会・女性部会合同の発起人になって欲しいという事になり、安易に、単なる発起人だけと思い、お受け致しましたが、結局女性は私一人です。発起人だけでは済まず、入会せざるを得なくなり、副部長を務める事になりました。

前部長がお辞めになられてから、部長を引き受ける事となり現在に至っております。又、先程お話しした統括は税理士の立場から札幌で一会員として参加されており、今でも仲良くさせて頂いております。

一年間の会の流れとしましては、春に総会ですが、会員相互の会談に花を咲かせ、懇親を深めながら焼肉を頂き、夏には旭川に中・東と2つある部会合同でゴルフコンペをしております。納会は夜にゴルフに参加された方、

されない方も交え、会食を行っています。合同で20名～25名程度の参加を頂いております。

又、秋には税務署の方々の指導の元、勉強会を開いております。普段これはどうしようといった、ちょっとした悩みも相談させて頂きながら2時間程度で行っております。

3月ごろには一年間の締めといった感じで、アルコールも含めおいしい料理に舌鼓を打ち、おしゃべりに花を咲かせております。

又、10年、20年の周年行事が思い出されます。10周年の時は、お世話になった方々に感謝状やら式典を中心に行いましたが20周年の時は、在籍の会員を中心にフランス料理のテーブルマナーといった内容でワインの持ち込みをホテルにお願いし、一人一万円ぐらいの料理で飲み放題付きといった内容でした。これは大変、好評でした。あと2～3年後に行う40周年も同じように、予定をしたいと考えております。

最後になりますが、私が知っている北海道大会は一回目が函館です。来年は札幌です。秋の札幌は気候も大変良く、観光には最適だと思います。

又、ジンギスカンやお寿司等、本当においしい物ばかりです。回転ずしのレベルの高さにはびっくりされる事でしょう！！

又、ゴルフ場もたくさんあり、機会があれば、是非プレーもして下さい。

よもやま話をしておりましたが、来年の9月26日札幌でお会いできるのを本当に楽しみに致しております。会員の皆様の御健勝を御祈りしつつペンを置かせて頂きます。

待っております“札幌の地で”

第一 所得税の確定申告について

1 所得税等の確定申告とは

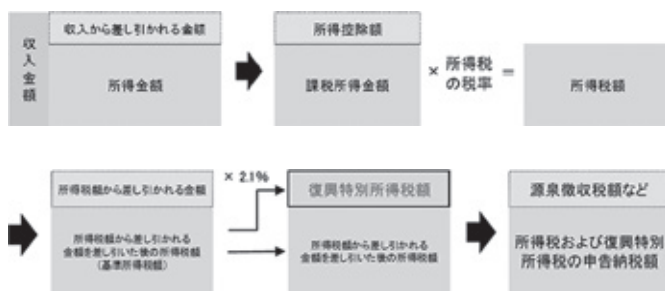
所得税及び復興特別所得税（「所得税等」）の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

2 確定申告が必要な方

給与と所得がある大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税等が還付される場合があります。

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税等が還付される場合を除き所得税等の確定申告が必要です。



- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える
※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



3 確定申告をすれば税金が還付される方

給与と所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されることがあります。

- ① ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
- ② 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ③ 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ④ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

※ 給与と所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※ 国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



第二 消費税の確定申告について

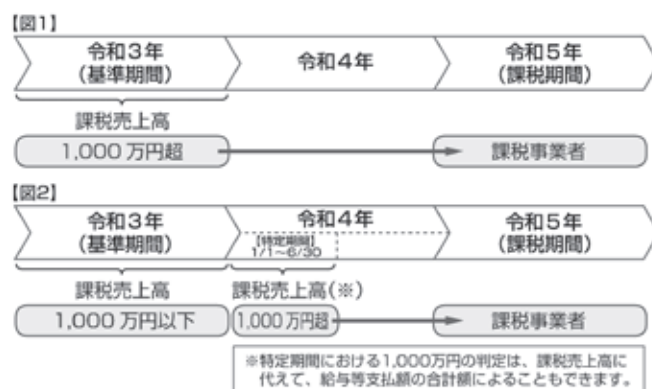
1 確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和5年分の消費税及び地方消費税（「消費税等」）の確定申告が必要です。

なお、消費税等の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① 適格請求書発行事業者の登録を受けている方
- ② 基準期間（令和3年分）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図1を参照）
- ③ 基準期間（令和3年分）の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ④ ②及び③に該当しない場合で、特定期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図2を参照）

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



2 消費税・地方消費税の税率

消費税及び地方消費税の税率は以下のとおりです。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

3 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類・外食を除く飲食物品
- ② 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

4 一般的な消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の課税売上げに係る消費税額(売上税額 ※1)

課税期間中の課税仕入れに係る消費税額(仕入税額 ※2)

= 消費税の納付税額

※1 売上税額 = (標準税率の対象となる税込売上額 × 7.8 / 110) + (軽減税率の対象となる税込売上額 × 6.24 / 108)

※2 仕入税額 = (標準税率の対象となる税込仕入額 × 7.8 / 110) + (軽減税率の対象となる税込仕入額 × 6.24 / 108)

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



5 簡易課税制度を適用した場合の消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の課税売上げに係る消費税額

- (課税期間中の課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率)

= 消費税の納付税額

事業区分	みなし仕入率
第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業等）：小売業、農林漁業（飲食物品の譲渡に係る事業）	80%
第3種事業（製造業等）：農林漁業（飲食物品の譲渡に係る事業を除く）、建設業、製造業など	70%
第4種事業（その他）：飲食サービス業など	60%
第5種事業（サービス業等）：運輸業、情報通信業、金融・保険業、サービス業（飲食サービス業を除く）	50%
第6種事業（不動産業）	40%

※ 2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要があります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



6 地方消費税の納付税額の計算方法

消費税の納付税額 × 地方消費税率 (22/78) = 地方消費税の納付税額

7 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入

税額控除の方式です。仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿と、「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が必要となります。

なお、適格請求書に必要な記載事項は次のとおりとなります。

【記載事項】

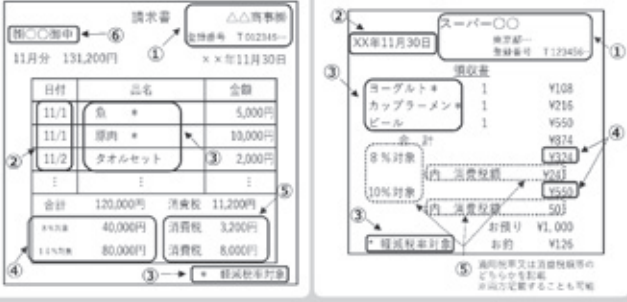
- 下記の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率



※ 制度の詳細は、国税庁インボイス制度特設サイトをご覧ください。



8 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方については、仕入税額控除の金額を特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額）とすることができます。

【計算イメージ】

【2割特例】

売上げに係る消費税額から
売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算
・ 仕入税額の実額計算不要
・ 簡易に問わず売上税額の一律2割を納付
・ 事前の届出が不要

【一般課税】

売上げに係る消費税額から
仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算
仕入れや経費の額について、
実額で計算が必要

【簡易課税】

売上げに係る消費税額から
売上税額にみなし
仕入率を乗じた金額

を差し引いて納付税額を計算
・ 仕入税額の実額計算不要
・ 業種に応じたみなし仕入率を使用
・ 事前の届出が必要

本特例は、インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方を対象としているため、以下の事業者は本特例を適用することができません。

- ① 適格請求書発行事業者でない課税事業者
- ② 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ③ 資本金1,000万円以上の新設法人
- ④ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者
- ⑤ 課税期間の特例の適用を受けている事業者

2割特例について、詳しく知りたい方は、「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（個人事業者・法人共通）」をご覧ください。



第三 所得税等及び消費税等の申告について

1 確定申告の相談及び申告書の受付

令和6年2月16日（金）から同年3月15日（金）まで

※ 還付申告書は、令和6年2月16日（金）以前でも提出できます。

※ 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。ただし、一部の税務署では、2月25日（日）に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

※ 詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。



2 確定申告の期限

令和5年分の確定申告期限は次のとおりです。

・ 所得税等：令和6年3月15日（金）

・ 消費税等：令和6年4月1日（月）

※ 所得税等と消費税等で申告の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

3 申告書の提出方法

① e-Taxで申告する。

② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターに送付する。

・ 確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります（郵便物・信書便物以外の荷物の取扱いで送付することはできません）。

・ 通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

※ 送付先は、国税庁ホームページから所轄税務署のページをご確認ください。



③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。

※ 税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

4 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、所得税等、消費税等の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォンを用意すれば、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用してe-Taxをご利用になれるほか、マイナポータル経由で申告に必要な控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能（マイナポータル連携）もご利用いただけます。

※ 詳しくは、国税庁確定申告書等作成コーナーをご覧ください



5 税務相談チャットボット

確定申告に関する質問は、税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談できます。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力していただくこ



とにより、AI（人工知能）が自動でお答えします。土日、夜間でもご利用いただけます。

第四 所得税等及び消費税等の納付について

1 令和5年分所得税等及び消費税等の納付期限

令和5年分の納期限は次のとおりです。

・ 所得税等（第3期分）：令和6年3月15日（金）

・ 消費税等：令和6年4月1日（月）

所得税等と消費税等で申告・納付の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納税の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。



① 振替納税を利用

振替納税の振替日は次のとおりです。

・ 所得税等の振替日：令和6年4月23日（火）

・ 消費税等の振替日：令和6年4月30日（火）

振替納税の申込期限は次のとおりです。

・ 所得税等の申込期限：令和6年3月15日（金）

・ 消費税等の申込期限：令和6年4月1日（月）

※ 転居等により所轄税務署が変わった方で、確定申告書の「振替継続希望」欄に○を記入した場合、又は異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）で納付

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、指定した期日に口座引落しにより納付できます。

③ インターネットバンキングやATMで納付

納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

④ クレジットカードで納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

⑤ スマートフォンアプリで納付

インターネットを利用して「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用し、納付できます。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

⑥ QRコードによりコンビニエンスストアで納付

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードで作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⑦ 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。

間税会におきましても、国民の皆様は税を知り、税について考えていただくためにいろいろな行事を各地で実施しております。昨年も新型コロナウイルス感染症の影響があったなかで、各間税会が創意工夫をして活動した取組の一部を掲載しました。

北海道間税会連合会

一税を考える週間行事（札幌国税局長講演・税の作文朗読会（在札5間税会））一

11月13日（月）、「税を考える週間」行事の「札幌国税局長講演」と「税の作文の朗読会」が、ニューオータニイン札幌で開催されました。

田島札幌国税局長からは、「税務行政の現状と国税庁の取組」について、映像を交えながらの講話をいただきました。

また、「税の作文の朗読会」では次代を担う中学生6名が、税に関する意義や役割について作文を朗読。

自らの体験と中学生の視点から捉えた率直な税についての考え等を披露、どれも大変素晴らしい内容でした。



仙台国税局間税会連合会

一仙台地区物品税協議会会旗の寄贈一

令和5年11月7日（火）仙台地区物品税協議会の会旗を、税務大学校に租税史料として寄贈した。

会旗は、昭和40年代後半に仙台市内3署（仙台北、仙台中、仙台南税務署）の3協議会が、合同で物品税の啓蒙活動をするために作製したものと思慮され、全国的に見ても大変貴重なもので、仙台国税局間税会連合会創立50周年の節目に寄贈したものです。

なお、会旗は当連合会の来海会長から仙台国税局の船木課税第二部長に手渡された。



会津若松間税会（仙台）

一「税の標語」表彰式一

昨年、初めて「税の標語」を募集したところ3点の応募であったことから、本年は2月の早い時期から、大須賀会長及び貝沼事務局員が各市町村の教育委員会及び中学校に直接赴き、「税の標語」募集の趣旨説明を行い積極的に応募を働きかけた結果、5つの中学校から202点の応募があった。

後日、応募した中学校を訪れ、応募した生徒にクリアファイルを贈呈したところ、校長先生、教頭先生、担任の先生方から、見やすくなりやすい教材であると好評であった。

なお、優秀作品の生徒に対しては、12月1日に大須賀間税会長から直接表彰状をお渡しすることになっている。

酒田飽海地区間税会

一クリアファイルの贈呈一

11月17日（金）の週間最終日に、酒田市立第3中学校の2年生174名を対象として、世界の消費税のクリアファイル等を贈呈した。

贈呈式は、生徒達が開会及び閉会のあいさつも含めて、企画・運営・進行を担当した。佐藤校長はじめ担任団の先生方はオブ参加となった。

二瓶酒田署長、佐藤間税会長が各クラスの代表6名に贈呈した。

このクリアファイルは、3年生に対する酒田税務署租税教室で副教材として利用される。



秋田北間税会（仙台）

一街頭広報一

11月14日（火）朝の通勤通学の時間帯に、JR土崎駅前において、社会人、高校生を対象に「世界の消費税」クリアファイル、パンフレットの配布を行った。

当日は、今季一番の寒さであったが、鎌田秋田北税務署長、石澤法人統括官はじめ4名の税務署職員が応援に駆けつけて、渡部会長以下総勢8名で元気に広報活動を行った。

なお、クリアファイルには携帯カイロを入れて、受け取った方がパンフレット等をすぐに手にとられるように配慮した。



秋田南間税会（仙台）

一電子帳簿保存法に関する研修会一

11月14日（火）秋田キャッスルホテルにおいて、秋田南税務署法人課税第一部門の佐々木統括官を講師に迎え、令和6年1月から改正される電子帳簿保存法に関する勉強会を開催した。

勉強会には会員企業18社の経営者及び従業員が24名参加し、帳簿・書類のデータ保存の取り扱いについて熱心に聞き入っていた。

秋田南間税会では、会員の要望に沿った様々な研修会（税務以外に「活舌対応」、「マナー」、「ワイン」講座）を年に2回開催し、会員のレベルアップ、会の活性化につなげている。



佐野間税会(関東信越)

—「どまんなかフェスタ佐野2023」税金クイズ大会—

佐野間税会では、「税を考える週間」にあわせて、令和5年11月5日(日)、佐野市戸室町のKONOIKEグリーンフィールドにおいて、恒例の「どまんなかフェスタ佐野2023」が開催され、その中で税金クイズ大会を実施しました。

当日は、佐野税務署長、佐野県税事務所長、佐野市民税課長が参加し、〇×方式で消費税等の国税及び地方税の問題を出題して、大勢のクイズの参加者に税について理解を深めてもらいました。



須賀川間税会(仙台)

—税の標語の表彰及び展示—

11月17日(金)本年度募集した「税の標語」2,574点の中から優秀作品5点(全間連入選作品1点、間税会長賞1点、間税会特別賞2点、税務署長賞1点)について、児童が通う小学校3校(須賀川第一小学校、玉川第一小学校、浅川小学校)に出向いて、佐川間税会長が直接表彰し、賞状と記念品を手渡した。

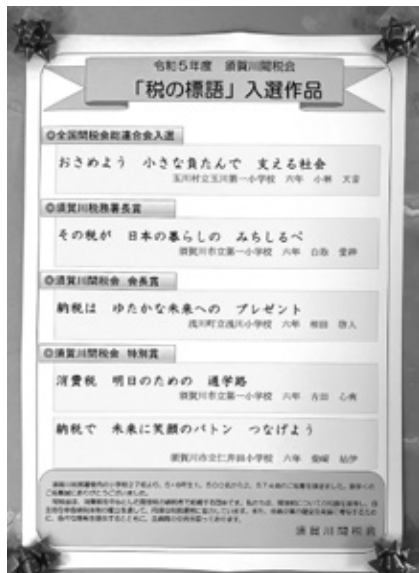
学校側では、校長先生、教頭先生、担当の先生方が同席し、児童とともに喜びをわかしあった。

須賀川税務署長賞を受賞された須賀川第一小学校には、鈴木税務署長、野内法人統括官も同席した。

表彰式には、地元の福島民友新聞、福島民報新聞、マメタイムスの取材があり、18日には、表彰式の模様と受賞者の思いが掲載された。

また、優秀作品5点の標語を須賀川税務署協力のもとにポスター化し、当該小学校のほか須賀川信用金庫9店舗、須賀川市民交流センター、須賀川

税務署などに「税を考える週間」後の期間も掲示した。



川崎南間税会(東京)

—区民祭・市民祭りで

クリアファイルを配布—

10月21日には幸区民祭の会場に設けられた税務協力5団体のブースと会場内で世界の消費税のクリアファイルを配布、また11月3日から5日にかけて開催された川崎市民祭りでも当会と友誼団体の納税貯蓄組合の担当の4日に会場ブースと会場内で来場者に同ファイルを配布いたしました。

両日とも天候に恵まれ会場はたくさんの来場者で賑わい、特に市民祭りでは(一旦は会場内での配布控える程の人気の)用意したファイルが昼頃にはなくなるほどの人気でした。

尚、当日のブースでは南税務署でも来場の子供達にイータクんの塗り絵教室を開催し、税への関心を高めることが出来たと思います。



岐阜北間税会(東海)

—女性部会 主催 「あきくんともみじちゃん・税の紙芝居」開催—

- 【1】「しごととぜいきん」
- 【2】「くらしとぜいきん」

日 時：令和5年11月30日(木)

9:30 ~ 10:00

場 所：東海第二幼稚園

参加者：年長組 46人

お客様：名古屋国税局消費税課 課長様・総務係長様・岐阜北税務署署長様・副署長様・統括官様・筆頭税務広報広聴官様

取 材：中日新聞社、(株)岐阜放送「ぎふちゃん」

全国女性部長会議において、幼児対象の「税の紙芝居」を広島県間税会の女性部長さんに熱心にお誘いいただき、我が女性部会でも、令和3年度から、取り組むことにしました。

年長組さんたちと読み手の先生とのやりとりで、夢中で紙芝居の世界に入ってきてくれました。地元のテレビ局の質問に「ぜいきんって、たいせつだなとおもいました」とこたえてくれました。まだ、小さいから解ってもらえないのではとの先入観に反省させられました。

女性部長 瀬川 順子
福嶋 温子
篠田たつゑ



八幡浜間税会(四国)

—税を考える週間行事—

税を考える週間を一般にPRするために人出の多い八幡浜八日市に税金クイズを行い正解と解説をしたことから大変勉強になったの声が多く喜んでいただき、同時に花の苗 世界の消費税164か国クリアファイル税金に関する

事項のパンフレットを配布しました。

9月には税の標語応募 優秀標語の6人に表彰を行い、また租税教室では安堂副会長が講師となり伊方小学校で税の使いみちを説明し、小学6年生からは税金クイズQ&A応答が勉強になったと先生に歓迎をしていただきました。



博多間税会（福岡）

— 税務研修会・街頭広報活動と

情報交換会 —

博多間税会（安恒寿人会長）は、令和5年「税を考える週間」行事の一環として、①税務研修会、②街頭広報活動及び③情報交換会を「これからの社会に向かって」をテーマに福岡国税局消費税課・博多税務署と協調し、また河野武司福岡間連会会長を来賓としてお招きし実施しました。

①研修会は、会員約50名が出席するなか田尻署長から（株）新協社 新正樹様への署長感謝状の贈呈後、実施されました。

講師には、室内副署長をお招きし「お酒に関する基礎知識」と題してパワーポイントを駆使し、「国税庁の使命」から始まり「酒税収入」、「酒類別発酵の方法」、「日本酒発祥の地」、「日本酒豆知識」等々多岐にわたり、クイズを交えて流暢にお話いただきました。会員にとって税が更に身近に感じられ有意義な一時間となりました。

②研修会終了後の、街頭広報活動は、福岡では一番の繁華街であるJR博多駅前広場で、長野消費税課長外2名の福岡国税局幹部職員もかけつけていただき、田尻署長外3名の博多税務署幹部職員と会員約50名の下、行われました。

配布物は全間連が作成している人気の「世界の消費税164カ国」クリアファイル・博多税務署からのお知らせ・税のしるべ（博多間税会紹介記事掲載）・シャボン玉セットの2,000セットです。

寒くて、通行人の方々も中々受け取っていただけませんでしたが、一時間後には皆の頑張りで配布終了となりました。

③情報交換会は、博多税務署幹部職員4名をお迎えし、会員約50名出席の下、開催されました。安恒会長が田尻署長に新会員を紹介したり、新会員自らが

舞台上で自己紹介したり、色々な交流があり、終始和やかな雰囲気で大変盛り上がりしました。

最後は恒例の祝いめでた 博多手一本でお開きとなりました。

企画力、実行力で定評のある博多間税会を改めて認識し、納税意識の向上が図れた一日でした。安恒会長をはじめスタッフの皆様、大変ありがとうございました！



税務研修会



街頭広報活動

福岡間税会（福岡）

— 記念講演会 —

福岡間税会（新井洋子会長）は、令和5年「税を考える週間」の協賛行事として、駐福岡大韓民国総領事館総領事の朴建燦を講師としてお招きし記念講演会を開催しました。

出席者は100人を超え 準備した会場後方に臨時で椅子だけ置くほどの盛況ぶりでした。

冒頭 新井福岡間税会会長から間税会の目的が①税務知識の習得と普及②あるべき税制の調査・研究と改善意見の具申③円滑な税務運営への協力④会員企業の発展であり、「皆様方により

一層の指導ご支援」を賜りたい旨の挨拶がなされました。

講演題目は「大韓民国、九州 共に未来へ」で講演内容は、「冬のソナタ」や今年、韓国で一番流行った映画は「すずめの戸締り」などの文化交流を巧みに加えながら、両国間の政治・経済・貿易、歴史等、多岐にわたり、韓国の46年間（文禄・慶長の役を含む）の植民地時代にまでおよびましたが、数千年の隣国関係の付き合いは長く、でこぼこもあるかもしれないが 今後より一層友好を深めていく必要があると結論付けられ終了しました。非常に熱のこもった講演で出席者は有意義な時間を過ごさせていただき、感謝の拍手がなりやみませんでした。

最後は、小齊康正福岡間税会副会長から丁寧な謝辞があり無事講演会を終了しました。

福岡間税会での「税を考える週間」行事では初めての試みでしたが、開催日時が平日の14～15時であったにもかかわらず、100人を超える出席者があり大成功でした、新井会長をはじめスタッフの皆様、大変ありがとうございました！



新井洋子福岡間税会会長挨拶



朴建燦講演

全間連の主な動き (5. 9. 15 ～ 6. 1. 15)

9月15日(金)	全間連会報第158号発行	
9月20日(水)	正副会長会議・常任理事会、 第45回青年部・第42回女性部通常総会、 第50回通常総会、創立50周年記念式典	東京
10月18日(水)	「税の標語」最終選考会	事務局
11月1日(水)	自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」	東京
11月13日(月)	「税の標語」最優秀作品表彰式	東京
11月15日(水)	立憲民主党財務金融合同部会ヒアリング	東京
11月28日(火)	消費税中央セミナー	東京
1月10日(水)	企画会議	東京
1月15日(月)	全間連会報第159号発行	事務局